

大気汚染緊急時措置取扱要綱

(総則)

第1条 神奈川県大気汚染緊急時措置要綱（昭和47年6月14日神奈川県制定）

第6条の規定によるオキシダントの緊急措置（以下「注意報等」という。）の発令の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(注意報等発令時の措置)

第2条 環境部環境保全課長（以下「環境保全課長」という。）は、注意報等の発令の連絡を受けたときは、直ちに上司に報告するとともに、必要に応じて別表に定める課及び行政センター並びに関係団体に通知するものとする。

2 別表に定める各課の長は、所管の公の施設、学校等に注意報等が発令された旨の通知をするものとする。

(市民への周知)

第3条 公の施設、学校等は、注意報等が発令された旨の通知を受けた場合は、標示板又は放送等により周知を図るものとする。

2 市長室危機管理課長は、注意報等のうち警報又は重大緊急時警報が発令された旨の通知を受けた場合は、防災行政無線等により市民への周知を図るものとする。

(措置の解除)

第4条 環境保全課長は、注意報等の解除の連絡を受けたときは、直ちにその旨を庁内放送等により各部課に周知連絡するものとする。

2 前2条の規定は、前項に規定する注意報等の解除について準用する。

(被害状況のとりまとめ)

第5条 各部課は、市民から光化学スモッグによる被害の届出を受けたときは、被害状況を取りまとめて大気汚染被害状況報告書（別記様式）により環境保全課長に報告するものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和47年8月10日から施行する。

2 昭和46年6月10日実施の光化学公害注意報発令時の措置要領及び光化学公害注意報発令時の措置要領細目は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市長室	危機管理課
経営企画部	広報課
総務部	総務課
民生局 福祉こども部	指導監査課 障害福祉課 子育て支援課
民生局健康部	健康総務課 地域健康課
民生局こども家庭 支援センター	こども家庭支援課 児童相談課
建設部	公園管理課
港湾部	港湾管理課
消防局	指令課
教育委員会事務局	学校教育部保健体育課

別記様式（第5条関係）

大気汚染被害状況報告書

		年 月 日
(あて先) 環境部環境保全課長		
部 課 名		
報告者の氏名 所属・担当業務 電話番号		
被害通報者 被害者との関係 連絡先等	(報告者と別に被害通報者がいる場合に記入)	
光化学スモッグによる被害状況	発 生 日 時	年 月 日 () 時 分頃
	発生場所・ 施設名等	横須賀市 (施設名) (屋内・屋外)
	被害者の被害発生時の活動状況	(何をしていたか)
	予報・注意報等の連絡	受けていた・受けていなかった
	症 状	目の痛み のどの痛み 頭痛 呼吸困難 その他 ()
	救護処置と経過	熱中症ではないことの確認 した・しない
		処置の内容 (何をしたか)
		症状は回復 した・しない
		病院へ 行った・行かない
	被害者の人数・性別・年齢	成年 人 男 人 (歳 人、 歳 人、 歳 人、 歳 人) 女 人 (歳 人、 歳 人、 歳 人、 歳 人) 未成年 人 男 人 (歳 人、 歳 人、 歳 人、 歳 人) 女 人 (歳 人、 歳 人、 歳 人、 歳 人)